

事務連絡
平成 29 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成 29 年 3 月 30 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、平成 29 年 9 月 30 日までの取扱いとすることを示していたところであるが、同年 10 月 1 日以降の取扱いは、下記のとおりとするので、貴管下の関係団体、現に特例措置を利用している保険医療機関等に周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。

また、今後、特例措置の必要性を把握するため、特例措置を利用する保険医療機関等への資料提出依頼、訪問調査等を行うことを予定しており、詳細については追って連絡することとしているので、その際には別途対応をよろしくお願ひしたい。

なお、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成 29 年 3 月 30 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）は平成 29 年 9 月 30 日限り廃止する。

記

1 東日本大震災に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、被災の影響により施設基準等を満たせなくなった場合の利用を原則とするものである。

よって、地方厚生（支）局に届出の際、特例措置の利用が被災の影響によるものであると認められない場合、特例措置を利用すれば新たな施設基準等を満たすことができる場合又は特例措置を利用しなくても施設基準等を満たすことができてゐる場合においては、届出を認めないものとする。

2 保険医療機関においては、現に利用している特例措置についてのみ継続の届出を行うことができる。特例措置の利用を継続する場合、平成29年10月27日までに、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（以下「届出様式」という。）により地方厚生（支）局に届出を行い、当該届出が認められた場合は、平成30年3月31日まで、当該特例措置の利用を継続することができる。

ただし、今後、被災者や被災医療機関等の状況に変化があり、必要がある場合には別途対応を検討することとしており、被災者や被災医療機関等の状況に変化があった場合は、その旨を地方厚生（支）局に申し出ること。

また、特例措置の利用を継続する場合は、特例措置の利用終了時期の目途を示していただくことを予定しており、詳細は追って連絡する。

なお、届出にあたって届出様式とは別に提出が必要な資料については、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の概要」（別添）に記載しているので、それに沿って対応すること。

3 上記の取扱いについては、東日本大震災による被災に伴う医療提供体制の状況等に鑑み特例的に行う措置であり、保険医療機関等において、特例措置を利用する際には、職員の勤務状況、健康状態等に配慮するようお願いする。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL：03-5253-1111(内線 3288)

FAX：03-3508-2746

(別添)

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の概要

(該当する通知等の詳細は、※を参照ください。なお、特例措置は現に利用している保険医療機関のみが継続利用可能です。)

		特例措置の概要	提出が必要な資料
1	仮設の建物による 保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施できることとする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	・全半壊等であることをが分かる資料
2	定数超過入院	医療法上の許可病床数を超えて患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。(平成23年3月15日付け事務連絡)	・別紙2 (有床診療所は別紙4)
3	月平均夜勤時間数	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一时的な変動がある場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	・別紙2、10 (有床診療所は別紙4、10)
4	月平均夜勤時間数	被災地に職員を派遣したため一時に職員数が不足し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一时的な変動がある場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	・別紙2、10 (有床診療所は別紙4、10)
5	月平均夜勤時間数	震災の影響により、震災前に比して看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数が減少した保険医療機関については、且平均夜勤時間数が、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくても良いものとし、引き続き震災前の入院基本料を算定することができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	・別紙2、10、13 (有床診療所は別紙4、10、13)
6	看護配置	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の比率に対する看護師の数について、1割以上の一時的な変動があつた場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	・別紙2、10 (有床診療所は別紙4、10)
7	看護配置	被災地に職員を派遣したことでにより一時に職員数が不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数及び入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の比率に対する看護師の数について、1割以上の一時的な変動があつた場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	・別紙2、10 (有床診療所は別紙4、10)
8	看護配置	震災の影響により、震災前に比して看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数が減少した保険医療機関については、1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数及び入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の数について、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてても良いものとし、引き続き震災前の入院基本料を算定することができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	・別紙2、10、13 (有床診療所は別紙4、10、12)
9	病棟以外への入院	被災地の医療機関において、会議室等の施設以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料を算定するべき病棟の入院基本料を算定する。(有床診療所は別紙4)	・別紙2、5 (有床診療所は別紙4)

10	他の病棟への入院	定する。(平成 23 年 4 月 1 日付け事務連絡) 被災地の医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入れた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。(平成 23 年 4 月 1 日付け事務連絡)	・別紙 2、5 (有床診療所は別紙 4、5)
11	他の病棟への入院	被災地以外の医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。(平成 23 年 4 月 1 日付け事務連絡)	・別紙 2、5 (有床診療所は別紙 4、5)
12	平均在院日数	被災地の医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなつた場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。(平成 23 年 4 月 1 日付け事務連絡)	・別紙 2 (有床診療所は別紙 4)
13	平均在院日数	被災地以外の医療機関において、被災地の医療機関から転院の受け入れを行つた場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算する。(平成 23 年 4 月 10 日付け事務連絡)	・別紙 2 (有床診療所は別紙 4)
14	平均在院日数	被災地の医療機関において、在院日数が延長した場合にも、震災前より算定していた入院基本料を算定できる。(平成 23 年 4 月 8 日付け事務連絡)	・別紙 2 (有床診療所は別紙 4)
15	平均在院日数	被災に伴ひ、退院後の後方病床等の不足により、やむを得ず平均在院日数が超過する場合であつて、平均在院日数について、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてても良いものとし、引き続き震災前の入院基本料等を算定することができます。(平成 23 年 9 月 6 日付け事務連絡)	・別紙 2 (有床診療所は別紙 4)
16	特定入院料の取扱い	被災地及び被災地以外の医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行つている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができます。(平成 23 年 4 月 1 日付け事務連絡)	・別紙 2、5 (有床診療所は別紙 4、5)
17	転院受け入れの場合の入院日	被災地及び被災地以外の医療機関において、被災地の他の医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の医療機関から転院の受け入れを行つた場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。(平成 23 年 4 月 1 日付け事務連絡)	・なし
18	一般病棟入院基本料	被災地以外の医療機関から地盤の発生日以降に転院を受け入れた場合は、施設基準における要件について当該患者を除いて算定する。(平成 23 年 4 月 8 日付け事務連絡)	・別紙 5 (有床診療所は別紙 4)
19	看護必要度評価加算等	被災地の医療機関において、7 対 1、1 対 1 入院基本料の一般病棟看護必要度評価加算及び急性期看護補助体制加算の重疊度・看護必要度について患者数が基準を満たさない場合でも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。(平成 23 年 4 月 8 日付け事務連絡)	・別紙 2、3、10 (有床診療所は別紙 4、10)
20	透析に関する他医療機関受診	被災地の医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合・被災により透析設備が使用不可能となつた場合に、特例的に、当該被災地の医療機関において透析を目的とした他医療機関受診の際の入院基本料等の減額を行わない。(平成 23 年 4 月 8 日付け事務連絡)	・別紙 6

21	平均入院患者数	被災地の医療機関において、震災後に看護師等及び入院患者数が大幅に減少している場合に、震災後の入院患者数の平均をもつて平均入院患者数とすることができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	・別紙2、10 (有床診療所は別紙4、10)
22	外来機能の閉鎖	入院診療や在宅医療を行う保険医療機関において、医師が不足している場合や、周囲に入院診療を行う保険医療機関が不足している場合には、外來機能を開鎖しても良いこととする。(平成23年9月6日付け事務連絡)	・別紙12
23	在宅医療・訪問看護の回数制限	在宅患者訪問診療料や在宅患者訪問看護・指導料、訪問看護基本療養費について、入院可能な病床の不足によりやむを得ない場合には、週3回を超えて算定できることとする。(平成23年9月6日付け事務連絡)	・別紙7
24	新薬の処方制限	患者の開業にあつた保険医療機関が全て機能していない場合等やむを得ない場合には、新薬について14日を超えて処方することができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	・別紙8
25	180日超え入院	住居の損壊、その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者は、入院期間が180日を超えた場合も、入院基本料の減額を行わないこととする。(平成27年厚生労働省告示第402号)	・別紙9

(※) 上記()内は特例措置に係る以下の通知及び告示です。

- ① 「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う保険診療関係等の取扱いについて」(平成23年3月15日付)
- ② 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う診療報酬の取扱いについて」(平成23年4月1日付)
- ③ 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う診療報酬の取扱いについて(その2)」(平成23年4月8日付)
- ④ 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う診療報酬の取扱いについて(その3)」(平成23年4月20日付)
- ⑤ 「東日本大震災に関連する診療報酬の取扱いについて」(平成23年9月6日付)
- ⑥ 「東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件」(厚生労働省告示第525号)

なお、通知・告示の詳細については、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

【通知(①～⑤)について】

厚生労働省HP → 東日本大震災関連情報 厚生労働省からのお知らせ → 厚生労働省から発出した通知（計画停電関係は除く） 日付別
→ 各種通知をご参照ください <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000151dp.html>

【告示⑥について】

厚生労働省HP → 所管の法令等 → 所管の法令、告示・通達等 → 以下のURLを確認ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/eight-bin/4-deeframe.cgi?mode=contents&mode=normal&keyWord=&fsno=2182>

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書(平成29年__月__日現在)

厚生(支)局長 殿

※受付番号 _____

利用する特例措置 ※別添「特例措置の概要」 の番号を記載すること	番号: _____
	2を利用する場合は、「別紙2」(有床診療所は「別紙4」)を添付し、以下について記載 ・被災当時より現在も入院中の被災患者数: _____人 ・被災患者を受け入れている病床数: _____床 17を利用する場合は、その入院日(※複数名いる場合は、すべての者の入院日を記載) 平成____年____月____日
利用開始日	平成 年 月 日
平成29年__月時点での 特例措置を利用する理 由 ※該当するものに○(複 数回答可) ※その他の場合は詳細 に理由を記載すること	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医師や看護師の確保が困難であり、不足しているため 2. 転院する施設に申し込んでいるが、後方病床が不足しており、患者の転院が困難であるため 3. 入所する施設に申し込んでいるが、受入体制が整っていないことにより、患者の退院が困難であるため 4. 転院・入所する施設が見つかっていないことにより、患者の退院が困難であるため 5. 自宅の倒壊や家族等の受入体制が整っていないことにより、患者の退院が困難であるため 6. その他()
特例措置の利用を継続 する必要性、今後の見 通し(被災の影響等につ いて詳細に記載すること)	(複数行用意)

(医療機関名)

(所在地)

(担当者)

(連絡先)

※1 本様式の書式は変えないこと。

※2 受付番号については、地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。

※3 所在地は市町村名まで記載すること。

※4 実績については、届出を行う月の前月の実績を記載すること。

※5 記載事項について問い合わせる場合もあるので、なるべく詳細に記載すること。

※6 特例措置「5月平均夜勤時間数」及び「8看護配置」など職員数に係る措置を利用する場合は、

当該保険医療機関における看護職員の確保や勤務環境改善の取組について、届出の先後を問わず適切な時機を捉えて各都道府県、ナースセンター、医療勤務環境改善支援センター等に相談することとする。

入院基本料等に関する実施状況報告書(平成29年 月 日現在)

※※※※ 本様式の書式は変えないこと。
※※※※ 本様式の記入に際しては、医療
介護保険適用病床や療養告示に係
る印刷は片面印刷すること。

* 本様式の書式は要らないこと。
※ 本様式の記入に際しては、医療機関の許可権を含め特に指定がない場合、全ての事項において医療保険適用病棟・病床についてのみ記入すること。

【病院記入用】
（別紙2）

入院基本料等に関する実施状況報告書(平成29年 月 日現在)

受付番号※

(別紙2) [病院記入用]

届出区分		看護師 比率 区分	平均 数 在院 日	在宅復 帰率 %	洞 床 数	許可 済 床 数	届 出 済 床 数	稼 働 床 数	1 院 日 平均 入 者 数	夜看 護 職 員 数	月 看 護 職 員 数	夜 間 看 護 職 員 数	月 間 看 護 職 員 数	月 間 看 護 職 員 数	月 間 看 護 職 員 数	
		保険医療機関番号														
18	特殊疾患入院医療管理料															
19	小児入院医療管理料4															
20	小児入院医療管理料5															
21	地域包括ケア入院医療管理料1 □一般 □ 療養															
22	地域包括ケア入院医療管理料2 □一般 □ 療養															
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
32																
33																
34																

特定入院料に係る病床

特定入院料に係る病棟等

特定入院料

有床診療所入院基本料等に関する実施状況報告書(平成29年 月 日現在)

(別紙4) 【有床診療所記入用】

受付番号※

医療機関名	届出区分	開設者番号			介護保険適用の病床の有無	□ 有 □ 無	都道府県名	保険医療機関番号		加算の届出									
		許可病床数	医療保険届出病床数	新規病床数				現員数	看護師	准看護師	看護助員	実績件数	診療科名						
有床診療所 入院基本料1									(該当する記号全てに○)										
有床診療所 入院基本料2									※該当する場合は実績件数も記載すること。										
有床診療所 入院基本料3									イ 在宅医療支援診療所であって、過去1年間に訪問影響を実感した実績がある。										
有床診療所 入院基本料4									ロ 過去1年間の急変時の入院件数が6件以上である。 (平定入院は除く。)										
有床診療所 入院基本料5									ハ 夜間看護配当加算1又は2の届出を行っている。 二時限外対応加算1の届出を行っている。										
有床診療所 入院基本料6									水 過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担当病院の一時引轉からの受入が1割以上ある。										
有床診療所 入院基本料7									ヘ 過去1年間の当該保険医療機関内における新規りの実績が3件以上である。										
有床診療所 入院基本料8									ト 過去1年間の全身麻酔、脊椎麻酔又は椎間外麻酔(手術を実施した場合に限る。)の患者数(分娩を除く。)が30件以上である。										
有床診療所 入院基本料9									チ 既往歴の少ない地域に所在する有床診療所である。										
有床診療所 入院基本料10									※特定期間の実績件数(平成29年1月1日以後)に規定する地域に於ける保険料に係るヒビレーション、居宅保健管理指導、介護予防居宅保健管理指導、短期入所療養介護料、介護予防短期入所療養介護料を提供した実績があること、又は指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス事業者である。										
有床診療所 入院基本料11									ス 過去1年間の分娩を行った总数(帝王切開を含む。)が30件以上である。										
有床診療所 入院基本料12 ※いわゆる特									ル 過去1年間に、乳幼児加算・効能加算・超重症児童 入院動機加算・障害重能児(者)入院動機加算又は 小児医療費割付加算を算定した実績がある。										
								イールの該当数: 件											
								※ 有床診療所入院基本料1~3について、上記 要件のうち2つ以上に該当すること。											